

大仙市建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準

この標準は、大仙市建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する入札参加資格として定めるべき要件に関し必要な事項を定める。

第1章 測量業務

1-1 参加要件

測量業務共通仕様書（秋田県建設部、以下「測量仕様書」という。）を適用する測量業務については、業務内容に応じて発注業務を表1-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表1-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表1-1）

業務区分	業務内容
業務①	一般的な測量業務（軽易な設計業務を含む）で設計金額が150万円未満のもの
業務②	// 設計金額が150万円以上300万円未満のもの
業務③	// 設計金額が300万円以上のもの
業務④	空中写真測量等特殊な技術を要する測量業務

注1）一般的な測量業務とは、測量仕様書に規定する基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量及び用地測量並びにこれらに類する業務をいう。

注2）特殊な技術を要する測量業務とは、測量仕様書に規定する空中写真測量及び数値地形測量並びにこれらに類する業務をいう。（主たる業務が無人航空機に搭載する測量機器を用いた測量業務（UAV測量）を除く）

(2) 標準要件（表1-2）

要 件		業 務 区 分			
		業務①	業務②	業務③	業務④
建設コンサルタント業者等入札参加資格者名簿		大仙市の名簿			秋田県の名簿 (注9) を準用
地域要件 (会社・技術者) (注3, 4)		市内業者	市内及び 準市内業者	県内に主たる営業所又は営業所 (注2)	
実績 (会社・技術者) (注5)		－	(必要に応じて) 同種類業務の 実績 (注6)	同種類業務の実績	
配置予定技 術者の資格	管理技術者	・ 測量士			
	担当技術者	・ 測量士 1 名及び測量士又は測量士補 1 名			
資格者数	技術者保有数	C	A 又は B	－	
	(測量士及び測 量士補の数) (注1)	※ A : 測量士が 6 人以上かつ測量士及び測量士補の合計が 9 人以上 ※ B : 測量士が 4 人以上かつ測量士及び測量士補の合計が 6 人以上 (A を除く) ※ C : 測量士が 2 人以上かつ測量士及び測量士補の合計が 3 人以上 (A 及び B を除く)			
その他業務に必要な資格 (注7)		－			(必要に応じて) (注8)

- 注1) 技術者保有数とは会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある測量士及び測量士補の総数(業務①、②及び③にあっては大仙市内の営業所に所属する者に限る。)とする。技術者の雇用関係及び常勤性は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(資格取得年月日及び事業所名の記載があるもの。)等の写し、又はこれらに準ずる資料により確認するものとする。
- 注2) 営業所とは、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の2に規定する営業所をいい、主たる営業所とは同法に基づく登録申請書に記載した主たる営業所のことをいう。
- 注3) 業務④における県内営業所とは、測量士及び測量士補の資格を有する技術者が常勤(入札参加資格申請期限の日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係及び県内に居住していること)する営業所をいう。また、測量士及び測量士補の雇用関係及び常勤性は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(資格取得年月日及び事業所名の記載があるもの。)等の写し、又はこれらに準ずる資料及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票(入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。)の写しにより確認するものとする。なお、転勤等の事情により3ヶ月以上居住している住民票を確認できない場合は、技術者が継続して配置されていることを確認できる前任者の住民票と併せて確認するものとする。
- 注4) 業務④における地域要件については、県内に主たる営業所又は営業所を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、東北管内に主たる営業所、営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。
- 注5) 同種類似業務の実績は、地方公共団体、国(事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)(以下「地方公共団体等」という。)から受注した業務とし、入札参加可能者数に応じて実績地域(市内、地域振興局管内、県内及び東北管内等)を指定することができるものとする。
- 注6) 3級以上の基準点測量、深浅測量、トンネル隧道における測量等は、技術的難易度を勘案し必要に応じて会社及び管理技術者の入札参加資格に同種類似業務の実績要件を付すものとする。
- 注7) その他業務に必要な資格は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)の規定により国土交通大臣の登録を受けた資格(以下「国土交通省登録資格」という。)のことをいう。
- 注8) 業務内容に地籍調査が含まれる場合は、原則として管理技術者の入札参加資格に国土交通省登録資格(資格が対象とする区分の施設分野を地籍調査とするものに限る。)を求めるものとする。
- 注9) 秋田県の名簿とは、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成5年3月30日付け監-2973)第4条の規定に基づく入札参加資格者名簿をいう。

第2章 土木関係建設コンサルタント業務

2-1 参加要件

設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）を適用する土木関係建設コンサルタント業務については、業務内容に応じて発注業務を表2-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表2-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表2-1）

業務区分	業務内容
業務①	設計金額が150万円未満の軽易な設計業務
業務②	一般的な設計業務
業務③	高度な若しくは専門的な技術力を必要とする業務

注1) 軽易な設計業務とは、主に標準設計の使用により設計が可能な業務で、次のとおりとする。

①道路設計にあつては、原則として次に掲げる内容を含まないものとする。

- ア 車道幅員が6mを超える幹線道路の設計
- イ 軟弱地盤の設計（路床置換工法を除く）
- ウ 特殊法面の設計
- エ 構造計算及び安定計算を必要とする構造物設計
- オ 公安委員会協議を必要とする交差点設計

②水路設計にあつては、原則として次に掲げる内容を含まないものとする。

- ア 秋田県農業農村整備事業標準設計が適用できない構造物の設計
- イ 複雑な水理計算を必要とする水路設計

③付帯施設の設計にあつては、①及び②に準ずるものとする。

注2) 高度な若しくは専門的な技術力を必要とする業務とは、以下に該当する業務をいう。

- ①旧基準による技術経費率が30%以上の業務
- ②上下水道設計業務
- ③橋梁設計業務
- ④都市計画・地域計画等の調査計画業務
- ⑤その他特殊な設計業務

注3) 一般的な設計業務とは、業務①及び業務③以外のものをいう

(2) 標準要件（表2-2）

要 件		業 務 区 分		
		業務①	業務②	業務③
建設コンサルタント業者等入札参加資格者名簿		大仙市の名簿		秋田県の名簿を準用
コンサルタント登録		—		部門指定
地域要件(会社・技術者) (注3)		市内業者	市内及び準市内業者	県内に主たる営業所又は営業所(注1,2)
実績(会社・技術者)		—	(必要に応じて)	同種類似業務の実績 (注4)
	管理技術者	・技術士(同等含む) ・RCCM(合格者含む) (全て部門は問わない)	・技術士(同等含む) ・RCCM(合格者含む) (全て部門は問わない)	・技術士 (部門指定)

配置予定 技術者の 資格 (注5,6)		・ 農業土木技術管理士 ・ 実務経験の有る者 (注7)	・ 農業土木技術管理士 (注8)	
	照査技術者	資格を問わない	・ 技術士 (同等含む) ・ RCCM (合格者含む) (全て部門は問わない) ・ 農業土木技術管理士 (注8)	・ 技術士 ・ RCCM (全て部門指定)

注1) 営業所とは建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号。以下「登録規程」という。)第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

注2) 業務③における県内営業所とは、当該業務部門に係る技術士、技術士同等又はRCCMの資格を有する技術者が常勤(入札参加資格申請期限の日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係及び県内に居住していること)する営業所をいう。営業所要件に係る技術者の雇用関係及び常勤性は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(資格取得年月日及び事業所名の記載があるもの。)等の写し、又はこれらに準ずる資料及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票(入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。)の写しにより確認するものとする。なお、転勤等の事情により3ヶ月以上居住している住民票を確認できない場合は、技術者が継続して配置されていることを確認できる前任者の住民票と併せて確認するものとする。

注3) 業務③における地域要件については、県内に主たる営業所又は営業所を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、東北管内に主たる営業所、営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注4) 同種類業務の実績は、地方公共団体等から受注した業務とし、入札参加可能者数に応じて実績地域(市内、地域振興局管内、県内及び東北管内等)を指定することができるものとする。

注5) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規程の別表の左欄に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。

注6) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号ロに該当する者をいう。

注7) 実務経験の有る者とは、コンサルタント会社に12年以上在籍し、当該業務の実務経験を業務実績情報サービス(TECRIS)等により確認できるものをいう。

注8) 業務②における農業土木技術管理士については、管理技術者、照査技術者のいずれかのみ配置可能とする。

2-2 その他

(1) 競争性の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を拡大できるものとする。

(2) 土木関係建設コンサルタント業務のうち、設計業務等標準積算基準書(秋田県建設部)を適用しない業務であっても、この基準に準じて取り扱うことができるものとする。

第3章 補償コンサルタント業務

3-1 参加要件

補償コンサルタント業務については、業務内容に応じて発注業務を表3-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表3-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表(表3-1)

業務区分	業務内容
業務①	設計金額が300万円未満のもの
業務②	設計金額が300万円以上のもの

(2) 標準要件(表3-2)

要 件	業 務 区 分	
	業務①	業務②
建設コンサルタント業者等入札参加資格者名簿	大仙市の名簿	秋田県の名簿を準用
コンサルタント登録	対象となる業務部門の登録(注1) ・土地調査部門 ・営業補償、特殊補償部門 ・土地評価部門 ・事業損失部門 ・物件部門 ・補償関連部門 ・機械工作物部門 ・総合補償部門	
地域要件(会社・技術者)	市内及び準市内業者	県内に主たる営業所(注2)
実績(会社・技術者)(注3)	－	同種類業務の実績
配置予定技術者の資格	管理技術者	・(対象となる部門の)補償業務管理者、補償業務管理士(注4, 5)

注1) 複数の部門を含む業務にあつては、対象となる業務それぞれの部門の登録を要件とする。

注2) 業務②における地域要件については、県内に主たる営業所を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、県内に営業所、東北管内に営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。この場合の営業所とは、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第4条第1項第2号に規定する営業所をいい、主たる営業所とは補償コンサルタント登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

注3) 同種類業務の実績は、地方公共団体等から受注した業務とし、入札参加可能者数に応じて実績地域(市内、地域振興局管内、県内及び東北管内等)を指定することができるものとする。

注4) 補償業務管理者とは、補償コンサルタント登録規程第3条に掲げる補償業務の管理をつかさどる専任の者を、また補償業務管理士とは一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し登録を受けている者をいい、いずれも対象となる業務部門の資格を有する者とする。

注5) 複数部門を含む業務の管理技術者は、主たる業務部門の資格を有する者とする。

注6) 補償対象物に大規模な非木造建築物を含む場合には、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条の規定に適合する一級建築士を担当技術者として求めることができるものとする。なお、この場合、会社の登録要件に一級建築士事務所登録を有することを追加するものとする。

第4章 地質調査業務

4-1 参加要件

地質・土質調査業務共通仕様書（秋田県建設部、以下「地質仕様書」という。）を適用する地質調査業務については、業務内容に応じて発注業務を表4-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表4-2を標準として定めるものとする。

（1）業務区分表（表4-1）

業務区分	業務内容
業務①A	一般的な地質調査業務（総合解析とりまとめを含まない）
業務①B	// （総合解析とりまとめを含む）
業務②	地すべり調査等特殊な技術を要する調査業務

注1）一般的な地質調査業務とは、地質仕様書第2章から第6章までに規定する機械ボーリング、サンプリング、サウンディング、原位置試験及び解析等調査業務をいう。

注2）総合解析とりまとめとは、地質仕様書第602条第5項に規定する総合解析とりまとめ業務をいう。

注3）特殊な技術を要する調査業務とは、地質仕様書第7章から第9章までに規定する軟弱地盤技術解析、物理探査及び地すべり調査業務並びにこれらに類する業務をいう。

（2）標準要件（表4-2）

要 件		業 務 区 分		
		業務①		業務②
		A（総合解析とりまとめを含まない）	B（総合解析とりまとめを含む）	
建設コンサルタント業者等入札参加資格者名簿		大仙市の名簿		秋田県の名簿を準用
コンサルタント登録		—		地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務登録（注1）
地域要件（会社・技術者）		市内及び準市内業者		県内に主たる営業所（注2）
実績（会社・技術者）（注3）		—		同種類似業務の実績
配置予定技術者の資格	管理技術者	・技術士（同等含む） ・RCCM ・地質調査技士（全て部門指定）	・技術士（同等含む） ・RCCM（全て部門指定）	・技術士（同等含む） ・RCCM（全て部門指定）

注1）地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務（「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」又は当該調査に関連する部門）登録を有することを要件とする。

「当該調査に関連する部門」とは、例として、調査後の工事が道路関連である場合は「道路部門」のことをいう。

注2）業務②における地域要件については、県内に主たる営業所を有することを原則とし、競争性の確保が困難であると予想される場合は、県内に営業所、東北管内に営業所の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。この場合の営業所とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第2号に規定する営業所を

いい、主たる営業所とは地質調査業者登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

注3) 同種類似業務の実績は、地方公共団体等から受注した業務とし、入札参加可能者数に応じて実績地域（市内、地域振興局管内、県内及び東北管内等）を指定することができるものとする。

第5章 建築関係建設コンサルタント業務

建築関係建設コンサルタント業務における参加要件については、大仙市営繕工事設計者選定要領（令和7年5月1日改正）の規定によるものとする。

第6章 環境調査業務

環境調査業務における参加要件及び標準要件については、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準（平成20年3月17日付け建管-2460）第6章の規定を準用するものとする。